

## 総務常任委員会

1 開 議 令和3年9月13日(月) 午前10時00分

2 場 所 委員会室2

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第69号 那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う協議について

日程第2 陳情第 3号 沖縄戦戦没者の遺骨等含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の提出について

## 総務常任委員会名簿

委員長	高瀬重嗣	出席
副委員長	大塚正義	出席
委員	菊地英樹	出席
	星雅人	出席
	中川雅之	出席
	前野良三	出席
	引地達雄	出席

当局	総合政策部長	斎藤達朗	出席
	政策推進課長	磯雅史	出席

事務局	藤田一之	出席
-----	------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長(高瀬重嗣君) 開会前ではありますが、傍聴の申出がありましたが、大田原市議会委員会条例第19条の規定に基づきこれを許可してよろしいか、お諮りをいたします。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) では、傍聴を許可いたします。

ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット資料のとおりであります。

当局の出席者は、齋藤総合政策部長、磯政策推進課長です。

議事に入る前に委員の皆様申し上げます。質疑の方法は申合せにより本会議同様一問一答方式とし、3回までとなっておりますが、3回を超える場合は委員長の判断となっておりますので、よろしくお祈りをいたします。

◎議案第69号 那須地区広域行政事務組合格約の一部変更に伴う協議について

○委員長(高瀬重嗣君) それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第69号 那須地区広域行政事務組合格約の一部変更に伴う協議についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

齋藤総合政策部長。

○総合政策部長(齋藤達朗君) 議案第69号は、那須地区広域行政事務組合格約の一部変更に伴う協議についてであります。政策推進課長から説明をいたします。

○委員長(高瀬重嗣君) 磯政策推進課長。

○政策推進課長(磯 雅史君) 私のほうから、議案第69号 那須地区広域行政事務組合格約の一部変更に伴う協議についてご説明させていただきます。

タブレット60ページの議案書補助資料を御覧ください。那須地区広域行政事務組合格約の一部変更に伴う協議につきましては、共同一般廃棄物最終処分場の名称が「那須グリーンネクサス」に決定したことに伴い、組合格約の一部を変更する必要がありますことから、関係市町による協議のため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、規約の変更点をご説明いたしますので、タブレット61ページ、次のページの新旧対照表を御覧ください。第3条は共同処理する事務の規定でございまして、第4号中、共同一般廃棄物最終処分場を那須グリーンネクサスに改めるものでございます。

タブレット2ページ戻っていただいて、59ページになります。附則といたしまして、この規約は令和4

年4月1日から施行するものとしております。

以上で議案第69号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 今回のこの規約の変更ということですが、このグリーンネクサスという名称なのですが、ほか全国にもグリーンネクサスという会社が調べたら2社ほどあるのですが、その名前はどうか、ほかのところは名前の登録とか、そういうものに使っていいとか、そういう調査はどうなっているのか。

○委員長（高瀬重嗣君） 政策推進課長。

○政策推進課長（磯 雅史君） 今回そのグリーンネクサスという名前がほかと競合する、ほかの民間会社にあるという報告は、広域行政事務組合からは受けてはおりますので、そのところは私のほうではちょっと、報告来ていないのでちょっとお答えできないかなと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） もし、例えば商標登録というのではないのですけれども、そういう形で登録されている場合というのはどういう対応を取っていくのか、その辺。

○委員長（高瀬重嗣君） 総合政策部長。

○総合政策部長（斎藤達朗君） 「那須」という名称がついておりますので、那須グリーンネクサスという名前でありますから、「グリーンネクサス」単独で登録があったとしても、「那須グリーン」とはしてはしないと、そのように判断しております。

○委員長（高瀬重嗣君） 星委員。

○委員（星 雅人君） この命名なのですけれども、どなたがつけられたかということと、どういう意図でつけられたかという部分を確認させていただきたいと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 政策推進課長。

○政策推進課長（磯 雅史君） まず、誰が名称をつけたかということなのですが、この名称を決定するに当たり、所在地であります那須町役場と広域行政事務組合の職員から名称の公募をしたそうです。その中から5点ほど選出して、最終的に、那須地区広域行政事務組合でこの那須グリーンネクサスを選定し、決定したという報告を受けております。

意味なのですが、グリーンは緑ということなのですが、ネクサスという意味は、英語で連結とか連鎖、つながりを意味する言葉でございます、人と自然、生産と消費、廃棄物が私たちの活動によって廃棄された副産物であることを認識し、かつそれを適正に処理することで豊かな生活が次の時代へつながって連鎖されていくということの意味して、グリーンネクサスという言葉を決めたそうです。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願ひいたします。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) 意見がないようですので、それでは採決いたします。

議案第69号について原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) 異議なしと認めます。

よって、議案第69号 那須地区広域行政事務組合理約の一部変更に伴う協議については、原案を可とすることに決しました。

総合政策部長、政策推進課長は退席していただいて結構です。どうもお疲れさまでした。

(総合政策部長・政策推進課長退席)

◎陳情第3号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の提出について

○委員長(高瀬重嗣君) 次に、日程第2、陳情第3号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

○事務局(藤田一之君) それでは、陳情第3号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の提出に関する陳情についてご説明いたします。

提出者は星功氏であります。那須野が原九条の会代表委員であります。栃木県内の九条の会に所属する関係団体は、全部で39団体ございます。同様の陳情書の栃木県内における各市議会及び那須地区の町議会における提出状況につきましてご説明いたします。

直接提出につきましては3議会、大田原市、那須塩原市、那須町でございます。郵送による提出は6議会、足利市、鹿沼市、日光市、真岡市、矢板市、下野市、未提出につきましては7議会、宇都宮市、栃木市、佐野市、小山市、さくら市、那須烏山市、那珂川町であります。

次に、本市議会におけるこれまでの経緯につきましてご説明いたします。今年7月に沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」から、沖縄本島南部からの埋立て用土砂採取計画断念に関する要請依頼が郵送により提出されました。議長宛ての文書として処理いたしました。その後8月24日に意見書提出に関する陳情書が星氏から直接提出されました。なお、持参いただいたのは石井良幸氏であります。また、同様の陳情書及び要請書が沖縄県を中心に全国の自治体の議会事務局宛てに郵送、もしくは直接提出されている状況でございます。

次に、陳情提出の背景と経緯についてご説明いたします。現在建設を進めております沖縄県名護市辺野古の米軍新基地予定地の一部に軟弱地盤があることが判明し、その改良のために沖縄防衛局は沖縄県本島及び九州地区の一部の地域から土砂を辺野古沿岸部に搬入し、埋立てに使用する計画を今年4月に沖縄県に提出されました。その変更計画書には、埋立て用に採取する土砂等の約7割が沖縄本島南部、糸満市八重瀬町から採取されることが記載されております。

沖縄本島南部は、昭和20年3月から6月にかけて行われた日本軍とアメリカ軍の戦争、通称沖縄戦の中心地であり、沖縄県外から徴集された日本兵7万7,458名、栃木県からは696名の犠牲者の遺骨が沖縄県本島南部の土砂に含まれている可能性があります。遺骨は戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により、政府（厚生労働省）の責任において2024年までを集中採取期間と位置づけられ、現在も収集されておりますが、遺族に返還されていない遺骨は約2,800柱あると言われております。また、並行してボランティアによる遺骨収集も実施されております。

なお、沖縄防衛局からの変更申請に対し、沖縄県はこれまでに4回質問書を防衛局に提出し、防衛省より回答は得ておりますが、沖縄県の承認、不承認に関する情報は現時点ではありません。8月中旬以降に最終判決が出ると見込まれております。

次に、陳情の趣旨と内容について説明いたします。遺骨が含まれている可能性がある沖縄本島南部の土砂等を、辺野古基地建設のため埋立て用土砂に使用することは人道上許されず、人道的見地から、沖縄防衛局による沖縄本島南部からの埋立て用土砂採取計画の断念を国に要請する内容となっております。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、これより陳情第3号に対する意見を行います。

委員の皆様で意見がある方、できれば皆さんに自分の考えをお話ししていただきたいのですが、どうぞ……では、順番に行きますか、順番に行きましょうか。では、星委員から、よろしく申し上げます。

○委員（星 雅人君） 私なのですけれども、これちょっとテーマも大きくて、十分にこの期間だけでは検討し切れなかったというところがあり、ちょっと賛成、反対を積極的に強く私の中では持ち得ていないというところが現在のところの意見なのですけれども、これ12月で委員会改選もあるので、これ保留というか、継続審査にしていいいのかどうかというところの疑問が自分の中であって、まず皆さんのほうで積極的に賛成か反対かということがありましたら、私はその意見に乗りたいと思うのですけれども、ちょっと非常に悩んでいるところというのが正直なところです。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） では、菊地委員、よろしく申し上げます。

○委員（菊地英樹君） 私も個人的にはちょっと結論が出ない状態でありまして、なかなか難しい問題だなと思っておりますが、皆さんの賛成、反対のほうのどちらかに依頼したいと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 中川委員、よろしく申し上げます。

○委員（中川雅之君） 非常にこの問題はやはり大きな問題というか、その中で内容的なものというのは非常に分かると思うのですが、ただ提出者というか、その中の九条の会という、特定したやはり政党に関係をしているような団体に対して、議会が、では賛成しましたで、その九条の会自体が、例えばこの後のいろいろな政治的な部分においても、大田原市は賛成したのだという、そういう何か政治的に使われてくる部分というのは、やはり見え隠れしている部分というのも考えなくてはならないのかなというふう思うので、その辺も含めて慎重に協議しなくてはならないと思うのですが、先ほど星委員が言ったように、やはり委員会、単年度なので、本当は継続して他の提出した協議の内容だったりとか、また国の、やはり国にも多分出していると思うので、国のやはり動向だったりとかをきちんと調査して、本当は慎重に協議していかななくてはならないと思うので、その辺私もできれば継続したいなと思うのですが、その辺、次の

総務に引き継ぐことがいいのか、その辺をちょっと悩んでいるような状況、もしそれができないのであれば、私は今回の場合は否決して、もう少し様子を見てもいいのではないかと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 引地委員。

○委員（引地達雄君） 私も中川委員と同じで、これは国の問題のほうが先だと思うので、今回は否決でいいと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 前野委員、よろしくお願いします。

○委員（前野良三君） 国の重要施策でありまして、我々が審議する問題ではないのかと。反対とか賛成とかではなくて、範疇外というふうでいいと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 委員長、副委員長の意見はどうでしょうか、やめたほうがいいですか。

是非。では、大塚副委員長、お願いします。

○副委員長（大塚正義君） 私もこれは国の問題であって、ここで審議する問題ではないというふうに思っております。先ほど事務局の説明にもありましたように、沖縄県もまだ可否が出ていないという状態で、この我々が審議するということはいかななものかと思っております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） では、私から。

本来これを判断するのであれば、我々が実際に沖縄本島まで行って、現地を調査して、実際にどのような状況になっているかをつぶさに見るということをやすべきなのでしょうけれども、それを我々がやることに市民が納得するかどうかというのがまず1点あります。大田原市が大田原市議会として非常に戦没者の遺骨の収集の問題なんていうのは、なかなかデリケートなところではあるのですが、それを判断していただくのは、やはり沖縄の方に判断していただいたほうがいいのではないかと私も思いますので、委員の高瀬としてはやはり国の問題なのかと、大田原市の問題にはそぐわないのではないかなと考えております。

ほかに意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

星委員。

○委員（星 雅人君） 国の問題であるかどうかということは、国に対して意見をしてくれということなので、議会のほうとして意見がまとまっていれば、国に対して意見を出すことというのは、どんな案件でもすべきだと思っていますし、そこに関してはちょっと皆さんとは意見が違ってもいいかもしれませんが、これに関しては積極的な賛成を今の時点で決定できないというところがあるので、委員会の更新も含めてあるということで、私も採決をするということに至らないので、否決ということに賛成したいと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに発言ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） なければ、陳情第3号に対する意見は終了いたします。

それでは、継続審査自体は委員会が変わるということでなかなか難しいということで、継続審査なしということでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、採決をいたします。

陳情第3号は、皆さんの意見をお伺いしましたが、不採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) ご異議ないものと認め、陳情第3号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の提出については、不採択とすることに決定いたしました。

◎散 会

○委員長(高瀬重嗣君) 以上で当委員会に付託されました案件については終了いたしました。  
これにて本日は閉会いたします。

午前10時20分 閉会